



平成 21 年 5 月 8 日

各 位

会 社 名 川 辺 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 吉 田 久 和
(J A S D A Q ・ コ ー ド 8 1 2 3)
問 合 せ 先 執 行 役 員 総 務 部 長 小 田 秀 明
電 話 0 3 - 3 3 5 2 - 7 1 2 3

定款一部変更に関するお知らせ

平成 21 年 5 月 8 日開催の当社取締役会において、「定款一部変更の件」に関し、平成 21 年 6 月 26 日開催予定の第 64 期定時株主総会において下記のとおり付議することを決議いたしましたのでお知らせ致します。

記

1. 定時株主総会開催予定日 平成 21 年 6 月 26 日

2. 変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成 16 年法律第 88 号、以下「決済合理化法」といいます。）が平成 21 年 1 月 5 日に施行され、当社株式は同日をもって株式振替制度に移行しました。（いわゆる株券電子化）

これに伴い、当社の定款上不要となりました株券、実質株主、実質株主名簿に関する規定を削除するとともに、その他条数の繰上げおよび条文の形式的な整備等を行うものであり、また株券喪失登録簿については、決済合理化法施行日の翌日から起算して 1 年を経過する日までこれを作成して備えおかなければならないことから、附則に所要の規定を設けるものであります。

なお、現行定款 8 条（株券の発行）につきましては、決済合理化法附則第 6 条第 1 項の定めにより、平成 21 年 1 月 5 日の同法施行日を効力発生日として定款の定めを廃止する定款変更の決議をしたものとみなされております。

3. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

現行定款	変更案
<p>(株券の発行)</p> <p>第8条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>(単元株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第9条 当社の単元株式数は、1,000株とする。</p> <p>②当社は、前条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規定に定めるところについてはこの限りでない。</p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第10条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(株式取扱規定)</p> <p>第11条 (条文省略)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第12条 当社は、株主名簿管理人を置く。株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>②当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> <p>第13条 ~ 第40条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第8条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(株式取扱規定)</p> <p>第10条 (現行どおり)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 (現行どおり)</p> <p>②当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> <p>第12条 ~ 第39条 (現行どおり)</p> <p>附則</p> <p>第1条 当社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> <p>第2条 前条および本条は、平成22年1月5日まで効力を有し、翌日をもって前条および本条を削るものとする。</p>

以上